



令和2年度 補助事業等実績報告書

令和3年4月8日

函館市長 工藤 壽 樹 様

住所 函館市若松町33番6号

補助事業者等

氏名または団体名 函館市民生児童委員連合会

および代表者氏名 会長 船橋 優子

補助事業等の名称 函館市民生児童委員連合会運営事業

令和2年4月30日函福地をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和3年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	5,200,000円
補助金等領収済額	金	5,200,000円
補助金等領収未済額	金	0円

補 助 事 業 等 の 実 績 書

<p style="text-align: center;">申請者の概要</p>	<p>設立年月日 昭和26年5月1日</p> <p>構 成 員 民生委員・児童委員 710名</p> <p style="padding-left: 150px;">民生児童委員協議会 30民児協</p> <p>営む主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各民生児童委員協議会の相互連携と活動の推進 2. 民生委員・児童委員の資質向上
<p style="text-align: center;">補助事業等の 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民生児童委員協議会の運営指導，連絡調整 2. 民生委員・児童委員（含主任児童委員）の職務 および任務に係る指導 3. 民生委員・児童委員（含主任児童委員）の研修 4. 関係機関・団体等との連絡調整と意見具申活動 5. 社会福祉の向上に必要な調査ならびに諸施策の促進 6. その他，会の目的達成に必要な活動
<p style="text-align: center;">補助事業等の 実施による 効 果</p>	<p>当連合会では，民生委員・児童委員の資質向上のため家庭児童福祉部会研修，民児協会長・副会長研修の開催，専門研修，初任研修への参加を行いました。</p> <p>さらに，民生委員・児童委員の活動内容や制度などについて，広く市民に周知することを目的とし，初めてのパネル展を開催しました。</p> <p>また，年2回の広報紙を発行しました。</p> <p>その他，心配ごと相談，各関係機関・団体活動に積極的に参加・協力して，地域福祉の充実強化を図りました。</p>

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ②-①		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
会費	10,650,000	10,462,000	10,650,000	10,461,870	0	△ 130	
補助金	7,506,000	7,506,000	7,506,000	7,506,000	0	0	
負担金	285,000	285,000	306,304	306,304	21,304	21,304	
繰越金	155,000	155,000	155,423	155,423	423	423	
雑収入	1,000	1,000	36	36	△ 964	△ 964	
合計	18,597,000	18,409,000	18,617,763	18,429,633	20,763	20,633	

(※繰越金除く 18,462,340円)

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ①-②		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
事業費	7,168,000	7,168,000	7,071,024	7,071,024	96,976	96,976	
事務費	6,441,000	6,441,000	6,434,012	6,434,012	6,988	6,988	
負担金	4,770,000	4,770,000	4,769,500	4,769,500	500	500	
雑支出	188,000	0	188,130	0	△ 130	0	事務費 日誌印刷代
予備費	30,000	30,000	0	0	30,000	30,000	
合計	18,597,000	18,409,000	18,462,666	18,274,536	134,334	134,464	

(単年度収支 18,462,340-18,462,666=△326) 互換不要

収支差引額 155,097円 (次年度繰越)

- (注)
1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
 3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5. その他必要と認められた書類を添付すること。